

安全管理規程

備北交通株式会社

2021 年 4 月 1 日 改正

目 次

第 1 章 総 則	1 P
第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等	1 P ～ 2 P
第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制	2 P ～ 4 P
第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法	4 P ～ 5 P

第 1 章 総則

（目 的）

第 1 条 この規程（以下「本規程」という。）は道路運送法（以下「法」という。）第 22 条の 2 の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき「事業の運営の方針」、「事業の実施及びその管理の体制、方法」を定めることにより、安全管理体制を確立し、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 本規程は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。（以下、「事業」という。）

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第 3 条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を全社員に徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

2. グループ企業も協力し、社長以下全社員が一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
3. 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重し、事業に反映するものとする。
4. 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要に応じて改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- ① 安全統括管理者

- ② 運行管理者
 - ③ 整備管理者
 - ④ その他安全確保に必要な責任者
2. 輸送課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業所長を統括し、指導監督を行う。
3. 営業所長は、輸送課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
4. 輸送の安全の確保に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。
- 〔別紙 組織図〕

（安全統括管理者の選任及び解任）

第9条 管理者の内、旅客自動車運送事業規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなった時は、当該管理者を解任する。
- ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - ② 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - ③ 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- ③ 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- ⑥ 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- ⑧ 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。

- ⑨ 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- ⑩ その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第12条 社長と現場や運行管理者及び運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。〔別紙 報告連絡体制図〕

2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。〔別紙 対策本部設置要領 1・2〕
4. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）（以下「報告規則という。」）に定める事故、災害等があった場合は報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に二回以上、適

切な時期を定めて輸送の安全に関する社内監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第 16 条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保の為に必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第 17 条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規程する事故に関する統計、安全管理規定、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後百日以内に、ホームページを介して外部に公表する。

2. 運輸規則 47 条の 7 に基づき、事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第 18 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項の情報、その他の輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法は別に定める。

輸送の安全に関する記録の管理等の方法（第 18 条関係）

運行管理者は、安全管理規定第 18 条第 2 項に定める事項について、記録及び保存をする。

（ 付 則 ）

平成 28 年 4 月 16 日一部改正して実施する

平成 29 年 6 月 9 日一部改正して実施する

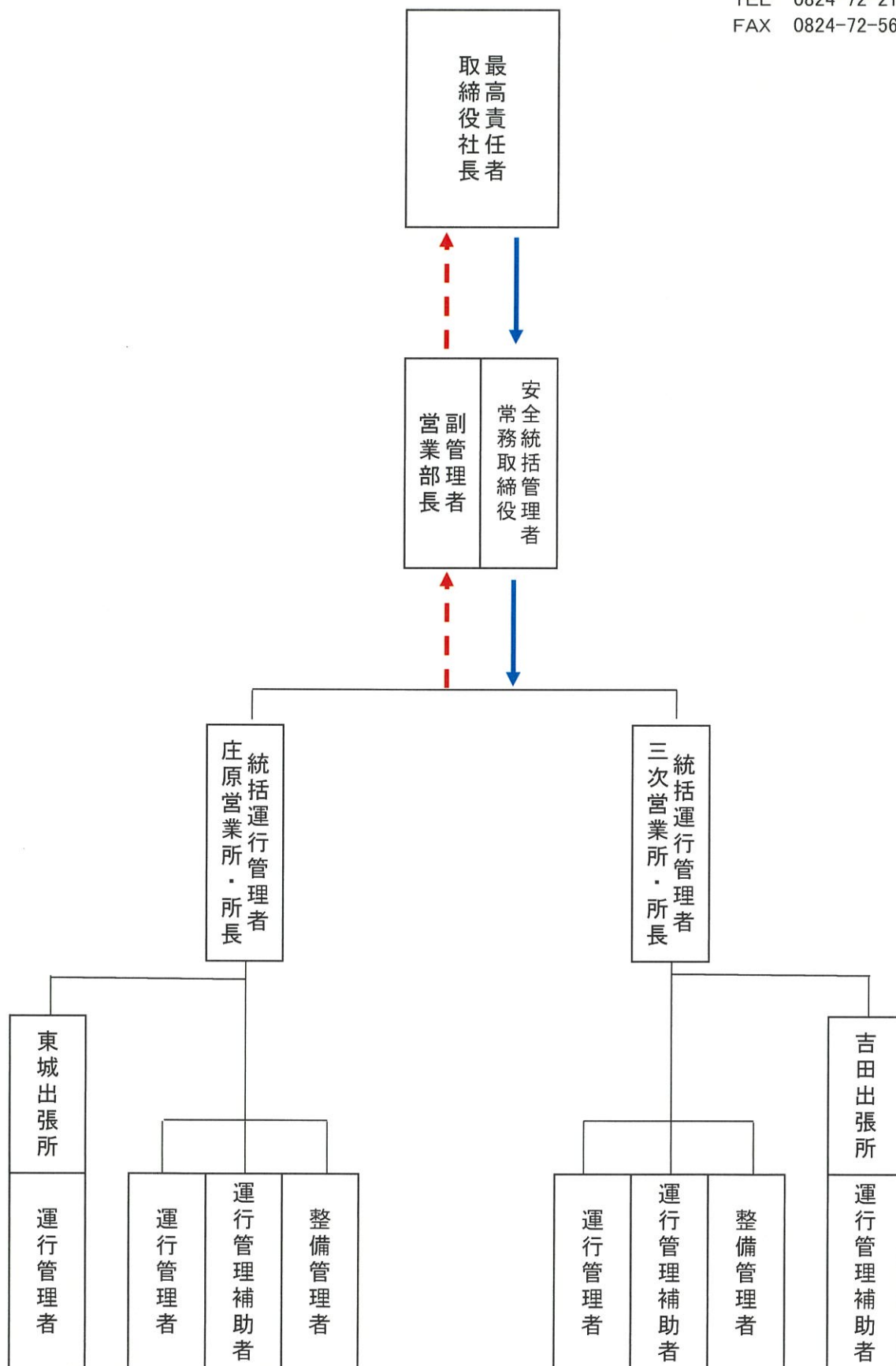
平成 30 年 4 月 1 日一部改正して実施する

2020 年 11 月 1 日一部改正して実施する

2021 年 4 月 1 日一部改正して実施する

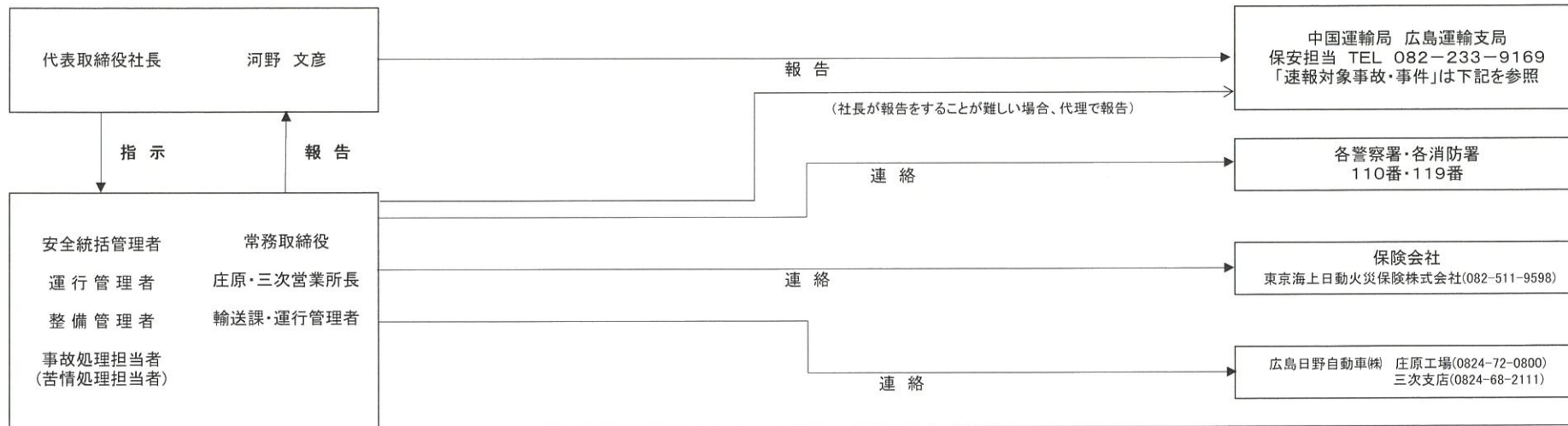
備北交通安全管理組織図

2025年4月1日現在
備北交通株式会社
TEL 0824-72-2122
FAX 0824-72-5607



事件・事故等安全緊急体制・連絡体制図

2025年4月1日



■ 下記「速報対象事故・事件」は発生後すみやかに
運輸支局へ連絡。支局へ連絡がつかない場合は運輸局へ連絡。

中国運輸局 広島運輸支局
保安担当 TEL 082-233-9169
携帯電話 TEL 090-7374-9278

中国運輸局 自動車技術安全部
保安・環境調整官 TEL 082-228-9144
携帯電話 TEL 090-9062-7793

「速報対象事故・事件」

- ・重大事故
 - ・特定重大事件
 - ・重大事件
 - ・消費者重大事故等
- ア 旅客自動車運送事業者の乗客に1名以上の死者又は重傷者を生じた事故
イ アに該当する事故を発生させるおそれがある事故（自動車が転覆し、
転落し、火災を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、
若しくは接触したものであって、乗客が乗車中のもの）

■ 速報対象事故・事件の詳細

※ 特定重大事故

ア 旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

- i 乗客に1名以上の死者を生じた事故
- ii 乗客に5名以上の重傷者を生じた事故
- iii 乗客に10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じた事故
- イ その他社会的影響が特に大きいと認める事故
（例：事故に関し、報道機関による報道で大きく取り上げられたとき等）

※ 重大事故

ア 旅客自動車運送事業者又は自家用車有償旅客運送者

- i 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
- ii 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
- iii 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
- iv 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じた事故
- v 転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故
- vi 酒気帯び運転（一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、酒気帯び運転を伴う事故）
- vii 自然災害に起因する可能性のある事故
- viii その他社会的影響が大きいと認める事故
（例：事故に関し、報道機関による報道があつたとき又は取材を受けたとき等）

※ 特定重大事件

自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者に係るバスジャック、施設の不法占拠、爆弾又はこれに類するものの爆発、
核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布、その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて
社会的影響が特に大きいと認めるもの（例：報道等で大きく取り上げられた事件）

※ 重大事件

特定重大事件以外の次の事件

ア 一般乗合、一般貨切、特定旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

- i 乗客、乗員に死者が出た事件
- ii 乗員による業務中の暴行事件
- iii その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて社会的影響が大きいと
認めるもの（例：報道等で大きく取り上げられた事件）

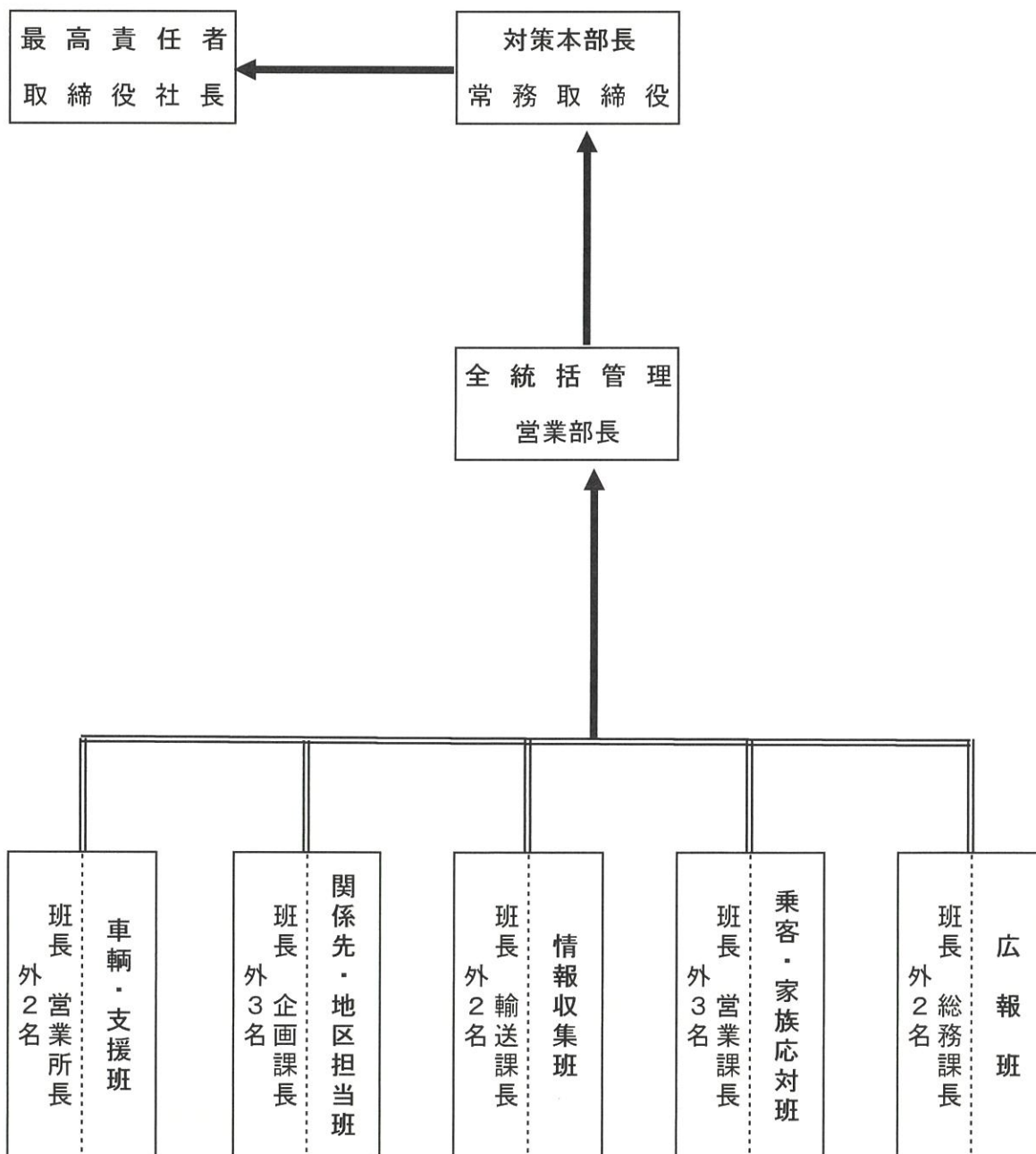
- ・負傷者の救護
- ・二次災害防止措置
- ・救急119番、警察110番への連絡

ドライバーがケガをして病院へ搬送された
場合ドライバーの家族に連絡

2025年4月1日現在

備北交通株式会社
TEL 0824-72-2122
FAX 0824-72-5607

対策本部設置要領



2025年4月1日現在

動 員 体 制

備北交通株式会社
TEL 0824-72-2122
FAX 0824-72-5607

営 業 所	輸 送 課	企 画 課	営 業 課	総 務 課
統括運行管理者	課 長	課 長	課 長	課 長
運 行 管 理 者	課 長 代 理	係 長	主 任	課 長 代 理
以 下 全 員	以 下 全 員	以 下 全 員	以 下 全 員	以 下 全 員

※休日・夜間の場合は、携帯電話又は自宅電話による緊急招集